

生駒市公平委員会規則第3号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月22日

生駒市公平委員会委員長 吉田豊彦

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月生駒市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長部局の項中「公室長」を「特命監 公室長」に、「主幹」を「主幹 室長」に、「秘書広報広聴課の秘書係長及び広報広聴係長並びに秘書係の副係長及び主査」を「秘書課の秘書係長、副係長及び主査 政策企画推進課の政策企画推進係長 広報広聴課の広報広聴係長」に、「及び文書法制係長 企画政策課の企画係長及び行政経営係長」を「、文書法制係長及び行政経営係長」に、「こども課の保育幼稚園係長 秘書広報広聴課秘書係」を「秘書課」に改め、同表教育委員会事務局の項中「指導係長」を「指導係長 こども課の保育幼稚園係長及び学童係長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則別表第1の規定は、平成28年4月1日から適用する。